

令和5年度 栃木市入札適正化委員会 第2回会議 議事概要

1. 日 時 令和6年2月15日（木）午後1時35分から午後3時15分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 経営管理部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課副主幹兼検査係長
契約検査課契約係職員 2名
産業基盤整備課副主幹兼基盤整備係長
道路河川維持課道路河川維持第1係職員
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(2) 抽出事案についての審議
(3) その他

5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】	
(委員長)	議題（1）「入札及び契約手続きの運用状況等についての報告」を議題とする。事務局から報告をお願いします。
(事務局)	令和5年7月1日から12月31日までの6か月分の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 総契約件数は156件、契約金額は33億364万9,800円である。内訳は、条件付一般競争入札が41件、契約金額は24億5,556万3,000円、指名競争入札が115件、契約金額は8億4,808万6,800円である。 全体の平均落札率は95.87%、条件付一般競争入札では95.46%、指名競争入札では96.01%であった。 令和5年7月1日から12月31日の期間における指名停止は、2件、2者であった。 1件目は、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたことによるもの、2件目は、安全管理措置の不適切により契約関係者事故を生じさせたことによるものである。 建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。
(委員)	不調の案件が8件あるが、何が原因だったのか。

(事務局) 12月に執行した入札に不調が多く、受注者側に確認したところ、主任技術者が受け持つことのできる工事の件数は、主任技術者が現場代理人を兼任しない場合、専任を要する工事を除き制限をしていないが、このことが、受注者側に的確に伝わっておらず、配置できる技術者がいないと思ってしまったことが原因のようである。これについては、正確な内容を先日説明した。

(委員) 大部分がそういう理由か。

(事務局) はい。

(委員) 建設業界は2024年問題が取り上げられているが、クリアするのが大変ではないかと言われている。業界として人手不足が大変な問題になるのではないか。

賃金を上げるためには、受注者の業務の効率化がもちろん必要だが、予定価格が上がらないと賃金アップの原資が捻出できないということもあると思う。

また業界を取り巻く状況としては、能登半島地震の復興工事等に対し、県内からも多くの人力や重機が投入され、今後の地元発注工事の施工が遅れるとか、そういう問題に結びつく可能性もあると思う。

行政として、2024年問題とか、人的あるいは物的な資材等が他の地方に取られてしまうといったようなことをどのように捉えているのか。

(事務局) 賃金の関係については、令和5年3月に労務単価が約5%ほど上がった。国から発出され県を通して通知がなされて、令和5年度は労務単価5%増で設計を組み予定価格を出している。

本年も労務単価アップの通知が来れば、同様な形で対応する。

設計は県の積算基準に準じて積算しており、資材単価は毎月更新されるので、最新の単価を使って設計するよう担当課に周知している。

人手不足の関係については、従来から実施している工期の余裕期間制度の拡大を図るとともに、新年度から週休2日制工事を試行する。

担い手不足は発注者側も認識しており、公共工事の発注が滞るのは避けなくてはならないと考えている。

(委員長) 非常に重たい話題である。公的な仕組みと、今まで習慣だった仕組みとの間に大きなギャップがある。せつかく発注者側が労務単価を上げたとしても、肝心の作業員の賃金は全然上がっておらず、それで済んでしまっている状況がある。

法律的、制度的な問題と、雇用する側の考え方と、それを受け止める当の作業員たちの認識と、方向が全然違っている。海外はそういう問題が起きないので、その仕組みを取り入れたらどうかと言うと、政治的な問題、労働政策の問題がからんでくるので、今のところほとんど手がついていない状況である。

人手不足にもう火がついているので、何とかしなければいけ

ないということを、当人たちが認識をもって改善していかなければならないと私は思う。

今後も、関心を持ってこの問題を捉えていただきたい。

<審議結果>

～了承～

【議題（２）】

（委員長）

議題（２）「抽出議案についての審議」を議題とする。抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

（委員）

抽出した４件の抽出理由を説明する。

条件付一般競争入札の１件目は、「市道 14019 号線 牛落橋改修工事（下部工）」。令和 3 年度に 2 回不調となり、令和 5 年度の再度の入札も参加者数が 3 者ということで、期間も 2 年以上置いているが、経過と事情をお聞きしたい。

２件目は、「栃木インター産業団地 造成工事（1 工区）」。栃木インター産業団地に関する事案が 5 件あり、5 件中 4 件の落札率が 95.8% 台で、残りの 1 件は 95.7% 台だが、0.1 の中に 5 件中 4 件が入っており、全くの偶然なのか、何か事情があったのかお聞きしたい。

指名競争入札の 1 件目は、「市道 14321 号線 高橋橋梁補修（落橋防止）工事」。不調後の再度入札の案件で、1 回目のときは 1 人も入札者がいなかったのが、2 ヶ月後の 2 回目のときは 7 者全者応札なので、何か事情があったのかお聞きしたい。

２件目は、「市道 14351 号線 通学路安全施設整備（転落防止柵設置）工事」。指名業者 5 者中 4 者が辞退し、1 者だけで落札になったが、落札率は 99.6% で非常に高く、何か原因があったのかお聞きしたい。

（委員長）

抽出案件①の説明をお願いします。

（事務局）

抽出事案①「市道 14019 号線牛落橋改修工事（下部工）」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

令和 3 年度入札時 2 回不調と記載したが、不調となった 2 回の入札は災害復旧工事であり、本事案とは全く別の工事である。参加業者が 3 者と少数になった理由は、工事現場の地理的な要件が原因ではないかと考えている。

（委員長）

撤去工が含まれているということは、いままであった橋を撤去したということか。

（事務局）

はい。令和元年の台風で被災した橋を撤去して、橋梁長寿命化事業として全く別の橋を架けかえる工事である。

(委員長)	撤去前の橋は使えていたのか。
(事務局)	台風で被災して使えていない。
(委員)	2年前と今回は別工事ということであるなら、一覧表の備考欄に、わざわざ※印で書く必要もないように思うが。
(事務局)	申し訳ない。誤記載である。
(委員長)	これから上部工か。
(事務局)	はい。来年度施工になる。
(委員長)	上部工はガーダーか。コンクリートか。
(事務局)	コンクリートである。
<審議結果>	～抽出事案①了承～
(委員長)	抽出事案②の説明をお願いします。
(事務局)	抽出事案②「栃木インター産業団地造成工事（1工区）」を資料に基づき説明。 ～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、近接工事の有無、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～ 栃木インター産業団地の入札を5件に分割した理由は、整備工事と同時に企業誘致も進めており、安全かつ円滑に工事を進め早期完成させることを考慮したこと、また、担い手の育成や地元企業の受注機会の確保を考慮したためである。 落札率は、95.72～95.89%であるが、適正な入札が執行された結果であると考えている。
(委員)	近接工事の落札者でないことを要件にした理由は、地元企業の育成を考慮しているということか。
(事務局)	はい。
(委員)	効率性の面では、同じ受注者が施工した方が既に重機等も入っており効率がいいと考えられるが、その効率性と地元企業の育成という点を比較考量してできた要件ということか。
(事務局)	そのとおり。市内経済を活性化させることも公共事業の一つの目的としてある。効率性とのバランスをどのようにとるかということをも十分念頭に置いてやらなくてはならないと、常々考えている。

(委員長) 建設業許可の要件で一般建設業又は特定建設業としているが、受注者から下請けの金額を提出してもらう必要はない、という考え方でよいか。

(事務局) そのとおり。

<審議結果> ～抽出事案②了承～

(委員長) 抽出事案③の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案③「市道14321号線 高橋橋梁補修(落橋防止)工事」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯(工種、格付、建設業の許可、その他の要件、指名対象業者数、指名業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率)～

1回目の入札は不調となり、2か月後の2回目は全者応札で落札者が決定されたが、適正な入札が執行された結果であると考えている。

(委員) 1回目と2回目の指名業者は同じか。多少重複しているのか。全く別の者か。

(事務局) 全く別の者を指名している。

(委員) このように1回目の入札で不調になった場合、指名業者を全部入れ替えるのは、制度的にそうになっているのか、個々に判断するのか、どちらなのか。

(事務局) 設計を見直さない場合は、全部入れ替えるという決まりを設けている。

(委員) 受注者が足りなくなるようなことはないか。

(事務局) そうならないように努めたい。

(委員) 指名の方法はどのように行っているか。

(事務局) 基本的には、工事の現場から営業所までの地理的要件で選考している。

(委員) まずは近い有資格者に声かけて、もし不調になったら範囲を広げるということか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) 橋脚のところで橋桁が分かれていて、落橋防止のPCケーブル

を架けるということか。

(事務局) そのとおり。橋脚のところは橋桁の連結部分で、橋桁が落下しないようにPCケーブルで繋ぎ、両側の橋台のところも、橋桁が落下しないようにPCチェーンで繋ぐ工事である。

(委員長) こういうタイプの橋は市内で多いのか。あるとすれば、急いで対応しないとイケないのか。

(事務局) 落橋防止の計画では、今回の橋で最終である。

(委員長) 古い橋梁構造物は、地震力に対して耐えるように設計してあるので、構造物そのものが潰れるようなことはないが、揺れに対しての設計基準は、今はあるものの以前はなかった。

今回の能登半島地震を受けて、さらに設計基準が厳しくなるのではないか。設計基準ができれば、それに満たない構造物は、設計者や施工者の責任になるが、基準が変わらなく前のままであった場合は、罪に問われない。こういうことを繰り返してきた。

昔の設計基準は、関東大震災を設定しており、それが当時当たり前だったが、今は振れの変形だけではなく、部材そのもののひずみ、さらに最近では、周波数が強制するか強制しないかという問題も入ってきている。この次は何が入ってくるかわからないし、さらに厳しくなるだろうと思う。

<審議結果>

～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出事案④の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④「市道 14351 号線通学路安全施設整備（転落防止柵設置）工事」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

指名業者 5 者中 4 者が辞退し、1 者のみ応札したが、開札するまで応札者の数は分からないため、競争性は確保されていると考えている。また、落札率が高いものとなったが、適正な入札が執行された結果であると考えている。

指名業者が、入札時点で手持ち工事を抱えていないか確認したが、令和 5 年度に 1 件も受注していない者もあり、指名に特に問題はないものと考えている。

(委員) 発注者側は、辞退するかしないかは開札まで一切分からないということか。

(事務局) 辞退届等で連絡がなければ分からない。

(委員)	資料1の一覧表の備考欄に、辞退（入札書不着）との説明がある案件があるが、この場合も開札しないと分からないという状態か。
(事務局)	はい。
(委員)	事前に分かる辞退はあるのか。
(事務局)	事前に辞退届を出す旨の連絡があれば把握できる。
(委員)	開札するまで全員が辞退しているかどうか分からないということは理解したが、仮に5者中4者が事前に辞退届を出した場合、市側は1者しか残っていないことが事前に分かることになるが、そういう場合でも1者で決めるのか。
(事務局)	仮に、事前に辞退届が4者からあったとしても入札は執行する。
(委員)	その者が他者の様子を分かっているわけだから、公平は害されないという趣旨でよいか。
(事務局)	はい。 平成29年度に、競争入札における1者入札の場合の対応について整理し、庁内に周知している。 委員から発言があったように、指名業者は他の者が辞退したかどうかは分からないものであり、競争性は確保されていること、また、参考図書に1者入札の考え方がまとめられており、入札に参加しなかった者は、競争に参加する利益を放棄したものであり、この時点で競争に敗れたものとみなすことができ、参加者が1名であってもその入札は有効と解せざるを得ない、とあることからこのような取扱いをしている。
(委員)	辞退の理由について、その後ヒアリングしたか。
(事務局)	していない。
(委員)	手持ち工事が理由ではないとすると、なぜこれだけ多くの者が辞退したのかは、やはり把握すべきだと思う。今後の公正な入札に向けて、聞き取りを行っていただきたいと思う。
(事務局)	今後そのように対応したい。
<審議結果>	～審議事項④了承～
【議題（3）】	
(委員長)	議題（3）その他について、委員、事務局から何かあるか。
(委員)	委員会の運営の仕方に関する確認だが、栃木市入札適正化委

員会運営要領では、資料1の発注工事一覧表は、条件付き一般競争入札と指名競争入札と随意契約について報告することになっているが、毎回随意契約については報告がない。これはそもそも対象となる工事がないという理解でよいか。

(事務局)

はい。基本的に入札で行っているので、今までなかったということである。今後該当する案件が出た場合は審議していただく。

～終了～